

参加同意事項

1 成果物

本事業において参加者が作成した文章、スケッチ、図、3D データ、CG データ、写真、音声、動画、ソフトウェア、プロトタイピングしたハードウェアその他一切の成果物(以下「成果物」といいます。)に関する著作権(著作権法第 27 条および第 28 条の権利その他の権利を含みます。)、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権(それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利も含むもの)とします。以下、合わせて「知的財産権」といいます。)その他一切の権利は、作成した参加者自身に帰属します。ただし、本事業終了時に合理的な方法により連絡が取れない参加者は、成果物に関する知的財産権その他一切の権利を放棄したものとみなします。また、知的財産権に関して発生した問題については、デジタル庁は一切の責任を負いません。

2 アイデア

本事業において参加者が提供したアイデア(コンセプトおよびノウハウ等を含みます。)は、アイデアを提出した参加者において権利化を希望する旨を本イベント終了後7日以内にデジタル庁に対し文書にて通知した場合を除き、人類の共有財産(パブリックドメイン)として、他の参加者を含めた第三者が、無償で自由に利用することができます。

3 公開

デジタル庁およびデジタル庁が承諾した者(行政機関等を含む。)は、成果物をウェブサイト(SNS を含む。)等に掲載するなど、公開することができます。ただし、権利を有する参加者から、成果物に関する情報を公開しないよう申出があった場合には、デジタル庁は成果物の公開を延期する等、参加者の権利化のために適切な措置を講じるよう努めるものとします。

4 参加者の秘密情報

参加者は、第1項から第3項までに定める本事業におけるアイデアおよび成果物の取扱いを十分に理解したうえで、秘匿しておきたい秘密情報を本事業において提供しないよう留意してください。ただし、参加者がそのような秘密情報を本事業に対し提供

することを希望する場合には、事前にデジタル庁に通知し、その対応について協議するものとします。

5 主催者側の秘密情報

本事業においてデジタル庁が参加者に対し、秘密であることを明示した秘密情報を提供した場合、参加者はその秘密情報の取扱いに関し、デジタル庁の指示に従わなければならないものとします。

6 権利侵害の禁止

参加者は、本事業における制作活動に関し、法令および公序良俗に違反せず、また、第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害してはならないものとします。

7 知的財産権に関する特記事項

本参加同意書の他の定めにかかわらず、参加者は、デジタル庁に対して、デジタル庁が法令 API そのものの機能追加・機能改善を行うために必要な範囲で、成果物を自由に利用(改変を含みます。)することを許諾します。

8 規則・指示等の遵守

参加者は、本事業が行われる施設(以下「本施設」といいます。)の設備、機械、装置、工具等の利用その他の本施設の利用について、本施設の管理者およびデジタル庁の規則・指示等にしてください。

9 免責

本事業に参加中の事故により参加者が生命身体または財産上の損害を被った場合、その損害は参加者自身が負担し、デジタル庁に何ら請求してはなりません。ただし、デジタル庁にその損害の発生について故意または重過失が存在する場合はこのかぎりではありません。

10 機材等の損傷

参加者が、故意または過失により本施設内の設備、機械、装置、工具等に損傷を与えた場合、その修理・取替費用等を負担していただく場合があります。

11 責任

参加者が以上の各項の定めに違反し、デジタル庁または第三者に対し損害を与えた場合は、自らの責任と負担によりこれを解決し、デジタル庁に対し何ら迷惑、負担をさせず、損害の賠償等を請求しません。

12 反社会的勢力等の排除

参加者は、デジタル庁に対し、次の各号について表明し、保証します。

- (1) 過去または将来において、自らが反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等を含みます。以下、同様とします。)ではないこと、反社会的勢力が役員、役員に準じる者、主要な株主もしくは取引先でないこと、反社会的勢力が経営に関与していないこと、資金提供等の行為を通じて反社会的勢力の維持、運営に協力もしくは関与していないこと、またはその他反社会的勢力との意図的な交流がないこと
- (2) 自己、自己の役員、実質的に経営に関与する者、重要な地位の使用人、自己の経営を実質的に支配する者、自己の親会社、子会社等(以下「自己等」という。)が、自らまたは第三者を利用して、デジタル庁およびデジタル庁の職員又は関係者に対して、暴行・傷害・脅迫・恐喝・威圧等の暴力的もしくは脅迫的行為または虚偽の風説の流布や偽計などの詐術的手法を用いた要求、合理的な範囲を超える不当な要求、業務の妨害、名誉・信用の毀損等をおこなわないこと
- (3) 自己等が、反社会的勢力であること、または反社会的勢力と関係がある旨を、デジタル庁または第三者に伝える等の行為をしないこと